

○交通事故自動記録装置の設置及び運用管理要領の制定について(通達)

(平成 13 年 4 月 16 日岡指第 158 号警察本部長例規)

(概要)

交通事故自動記録装置の適正な設置及び運用を図り、効果的かつ科学的な交通事故事件捜査を円滑に実施するために必要な事項を定めたもの。

主な通達項目の概要は、

- 1 記録装置の運用要領
- 2 記録装置の設置基準
- 3 記録装置の運用に関する留意事項

等である。